

## 京都市告示第537号

昭和49年3月22日京都市告示第266号（京都市区長の公印）の一部を次のように改正します。

令和3年1月26日

京都市長 門川大作

第3項を次のように改めます。

### 3 用途

- (1) 住民基本台帳法に基づく転入通知書，戸籍の附票記載事項通知書及び住民票コード通知書（一斉通知に限る。）
- (2) 就学通知書及び指定学校変更通知書
- (3) 市民税・府民税，固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書及び督促状
- (4) 市民税・府民税及び固定資産税・都市計画税の税額変更通知書
- (5) 固定資産の価格等の決定通知書及び決定・修正通知書
- (6) 長期営農継続農地に係る固定資産税・都市計画税の徴収猶予承認・不承認通知書及び保全確認通知書
- (7) 軽自動車税の納税証明書
- (8) 国民健康保険料の納入・変更通知書，納付書，督促状及び還付充当通知書
- (9) 国民健康保険支給決定通知書，国民健康保険高額療養費支給決定通知書及び国民健康保険葬祭費支給決定通知書
- (10) 国民年金保険料払込通知書

- (11) 介護保険特定標準負担額減額, 利用者負担額減額・免除決定通知書
- (12) 介護保険料の納入・変更通知書, 特別徴収開始・停止通知書, 督促状及び過誤納金  
還付・充当・返戻通知書
- (13) 後期高齢者医療保険料の仮徴収開始通知書, 納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停  
止)通知書, 督促状及び過誤納金の還付, 充当及び返戻通知書

(行財政局総務部法制課)